

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

**選挙管理委員会告示**

- 秋田県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録基準日等(一〇).....1
- 秋田県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日(一一).....1
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一二).....1
- 政治団体の設立の届出(一三).....2
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一四).....2
- 政治団体の解散の届出(一五).....4
- 政治団体の収支に関する報告書(一六).....5
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(一七).....6
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一八).....7
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一九).....7

**選挙管理委員会公告**

- 秋田県選挙管理委員会分室の設置.....8
- 秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務.....8

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県潟上市第一支部	二田 眞規子	佐藤 久義	潟上市天王字二田一一一	平成十九年一月九日

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
まるさんの会	菅原 博文	大島 智昭	秋田市新屋松美が丘南町十一六	平成十九年一月九日
岩谷政良後援会	船澤 久一	佐藤 光信	秋田市八橋本町四丁目一一二	平成十九年一月十九日

### 選挙管理委員会告示

#### 秋選管告示第十号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧期間は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令(平成十八年政令三百七十四号)第一条の規定により、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により、告示する。

平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 基準日 平成十九年三月二十九日(年齢については、同年四月八日)

二 登録日 平成十九年三月二十九日

三 縦覧期間 平成十九年三月三十日

#### 秋選管告示第十一号

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日を平成十九年三月三十日と定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、告示する。

平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

#### 秋選管告示第十二号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

を

ケアハウス 花の家	秋田市雄和石田字苗代沢十八番地
-----------	-----------------

ケアハウス 花の家	秋田市雄和石田字苗代沢十八番地
高齢者介護施設 ぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反二百三十三番地の五十九

に

を

改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 秋選管告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十九年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定に基づき、告示する。

平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

小棚木政之後援会	小棚木 政之	田中 一実	大館市御成町二丁目十五番地二十二号	平成十九年一月十九日
さいとう善悦後援会連合会	鈴木 長八	牧野 正則	秋田市雄和石田字中大部三十	平成十九年一月二十三日
はら幸子後援会	三浦 第三	豊嶋 完造	大仙市板見内字弥兵衛谷地二百三十八	平成十九年一月二十四日
人見たかし後援会	北嶋 正	本山 秀明	秋田市中通六丁目一番四号	平成十九年一月二十六日
秋田分権自治フォーラム	高橋 久也	仙葉 久	秋田市八橋三和町六番十七号	”
今川ゆうさく後援会	中村 芳夫	瀬田川 政雄	秋田市泉南二丁目十番二十五号	平成十九年一月二十九日
石岡大輔と住みたい秋田を創る会	石岡 大輔	石岡 真理子	秋田市御野場二十三―四	平成十九年一月三十日

秋選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十九年一月一日から同月三十一日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内 新	容 旧	届出年月日
民主党秋田県第三区総支部	主たる事務所の所在地	湯沢市表町三―二十三	湯沢市柳町一―三―十一	平成十九年一月十五日
自由民主党恩欠連支部	代表者	泉 榮	佐藤 彦四郎	平成十九年一月三十日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 新	容 旧	届出年月日
菅大輔後援会	会計責任者	幸野谷 均	菅 幸恵	平成十九年一月四日
石川平臣後援会	主たる事務所の所在地	秋田市新城中野字琵琶沼四百四十五の内	秋田市新城中野字岩城字上向八十	平成十九年一月九日
すずき洋一後援会	主たる事務所の所在地	大館市豊町四―一	大館市中道三丁目一番五十号	平成十九年一月九日

佐々木喜一後援会	さいとう勝後援会	鷹巣町北林照助後援会	北林照助後援会	上小阿仁村北林照助後援会	こだま祥子を支える会	竹内まさる後援会	岸部陞後援会	菅だいすけを育てる会	未来への決断を支える会	佐藤よしひろ後援会	藤原美佐保後援会	秋田県建設業政治連盟	門脇みつひろ後援会	中泉松司後援会					
会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	会計責任者の職務 代行	会計責任者	会計責任者の職務 代行	会計責任者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地				
佐々木絹子	藤田 實	鎌田兵悦	神成 長	松橋敏樹	神成 長	福田正義	大沢正一	潟上市天王字持谷地百二十四番地の八	竹内悦子	三沢 實	幸野谷 均	秋田市中通六―七―四 一F	未来への決断を支える会	にかほ市金浦字鳥長根三十一―二	藤原嘉市	荒川英俊	門脇砂絵美	門脇五郎	秋田市飯島道東三丁目一―六
桜谷健一	山田 昇	鎌田伸一	北林 祐太郎	神成 長	北林 祐太郎	鈴木 萬次郎	小林 慎悦郎	潟上市飯田川和田妹川字石田十五番地の二十	兵藤栄二	今野 実	菅 幸恵	秋田市山王三―一―二十五 九百三	ダイゴスポーツ	にかほ市金浦字十二林二百一―一	兜森為雄	青木和夫	門脇五郎	藤村宗治	秋田市土崎港北七丁目一―二十二
平成十九年一月二十二日	"	平成十九年一月十九日	"	"	"	"	"	平成十九年一月十六日	"	平成十九年一月十五日	平成十九年一月十三日	"	平成十九年一月十二日	"	"	"	"	平成十九年一月十一日	平成十九年一月十日

東海林洋後援会	代表者	菅 義雄	東海林 洋	平成十九年一月二十二日
たけだ英文後援会	主たる事務所の所在地	能代市二ツ井町字太田面二十二―四	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口三十八	"
森田貞一後援会	代表者	高橋 幸雄	森田 悌治	平成十九年一月二十三日
加藤義康後援会	代表者	鈴木 清	天野 実	平成十九年一月二十四日
	会計責任者の職務	加藤 邦夫	加藤 政雄	"
	代行	三浦 喜代見	野口 直己	"
高貝ひさと後援会	主たる事務所の所在地	大仙市太田町太田字新田田尻五十九―一	大仙市太田町太田字新田田尻六十七	平成十九年一月三十一日

秋選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十九年一月一日から同月三十一日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党大雄支部	伊藤 俊悦	平成十八年十二月一日	平成十九年一月四日
自由民主党昭和支部	菅原 三朗	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月二十三日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
しだ幸雄後援会	船山 孝一	平成十八年十二月二十五日	平成十九年一月四日
柏倉孝雄後援会	庄司 久	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月五日
吉田清美後援会	佐藤 巖雄	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月十二日
國安格典後援会	寺田 一雄	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月十五日

小松幸夫後援会	菊地美作男	平成十八年十二月三十日	平成十九年一月十五日
飯尾明芳後援会	飯尾航	平成十八年四月二十六日	"
雲雀俊作後援会	雲雀俊作	平成十八年五月一日	"
横井茂後援会	横井茂	平成十九年一月七日	平成十九年一月十六日
大山みねゆき後援会	奈良三次美	平成十九年一月十六日	平成十九年一月十七日
沢山純一後援会	糸井伊一	平成十八年三月三十一日	平成十九年一月十九日
木元準一郎後援会	内藤民治	平成十八年十二月三十一日	"
さいとう滋宜鹿角後援会	大里祐一	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月二十二日
森田貞一後援会	高橋幸雄	平成十九年一月二十一日	平成十九年一月二十三日
菅原清春後援会	竹谷脩	平成十八年十二月二十八日	"
孝政会	加藤孝悦	平成十八年十一月二十六日	平成十九年一月三十日
佐々木正志後援会	佐々木貞男	平成十八年十二月三十一日	"

秋選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

Ⅰ 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党大雄支部（平成18年分）

報告年月日 平成19年1月4日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

経常経費

人件費

政治活動費

組織活動費

機関紙誌の発行その他の事業費

寄附・交付金

合 計

政治団体の名称 自由民主党昭和支部（平成18年分）

報告年月日 平成19年1月23日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

その他の収入

合 計

(イ) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品

175,417円

175,417円

0円

175,417円

6,000円

6,000円

169,417円

18,210円

95,827円

55,380円

175,417円

1,500円

2円

1,502円

7,642円

<p>(2) その他の政治団体 政治団体の名称 <b>じだ幸福後援会</b> (平成18年分) 報告年月日 平成19年1月4日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 267,709円 本年の収入額 13,709円 254,000円 (イ) 支出総額 267,709円 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 154,000円 寄附 100,000円 個人からの寄付 100,000円 254,000円 合 計 (イ) 支出の内訳 経常経費 16,230円 人件費 10,000円 備品・消耗品 6,230円 政治活動費 251,479円 組織活動費 110,500円 選挙関係費 9,500円 機関紙誌の発行その他の事業費 121,580円 調査研究費 9,899円 267,709円 合 計 政治団体の名称 <b>雲雀後援会</b> (平成18年分) 報告年月日 平成19年1月15日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 140円 前年からの繰越額 140円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 140円 イ 収入・支出の内訳</p>	<p>(ア) 支出の内訳 経常経費 140円 事務所費 140円 合 計 140円 政治団体の名称 <b>さいとう滋鹿鹿角後援会</b> (平成18年分) 報告年月日 平成19年1月22日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 136,523円 前年からの繰越額 136,523円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 136,523円 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 寄附・交付金 136,523円 政治活動費 136,523円 136,523円 合 計 政治団体の名称 <b>孝政会</b> (平成18年分) 報告年月日 平成19年1月30日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 15,325円 前年からの繰越額 325円 本年の収入額 15,000円 (イ) 支出総額 15,000円 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 その他の収入 15,000円 合 計 15,000円 (イ) 支出の内訳 政治活動費 15,000円 組織活動費 15,000円 合 計 15,000円 2 収入及び支出のない団体 (1) その他の政治団体</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政治団体の名称	報告年月日
政治団体の名称	報告年月日
相倉孝雄後援会	平成19年1月5日
吉田清美後援会	平成19年1月12日
國安格典後援会	平成19年1月15日
小松幸夫後援会	平成19年1月15日
飯尾明芳後援会	平成19年1月15日
横井茂後援会	平成19年1月16日
大山みねゆき後援会	平成19年1月17日
沢山純一後援会	平成19年1月19日
木元準一郎後援会	平成19年1月19日
森田貞一後援会	平成19年1月23日
菅原清春後援会	平成19年1月23日
佐々木正志後援会	平成19年1月30日

**秋田県選挙法第十七号**  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年二月十三日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	
		名 称	主たる事務所の所在地
小 棚 木 政 之	大館市議会議員(候補者とならうとする者)	小棚木政之後援会	大館市御成町二丁目十五番地二十二号
			代表者氏名
			届出年月日
			小棚木 政 之
			平成十九年一月十九日

菅原博文	秋田市議会議員 (候補者となろうとする者)	まるさんの会	秋田市新屋松美が丘南町十一六	菅原博文	平成十九年一月二十二日
------	--------------------------	--------	----------------	------	-------------

秋選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事

項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
松浦大悟	参議院議員 (候補者となろうとする者)	未来への決断を支える会	資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地	新 未来への決断を支える会	平成十九年一月十二日
武田英文	県議会議員	たけだ英文後援会	主たる事務所の所在地	旧 ダイゴサポーターズ	平成十九年一月二十二日
			能代市ニツ井町字太田面二十二一四	秋田市山王三一―二十五 九百三十八	
			能代市ニツ井町字太田面二十二一四	能代市ニツ井町荷上場字鍋良子出口 三十八	

秋選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	取り消した資金管理団体の主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
雲雀俊作	仙北市議会議員	雲雀俊作後援会	仙北市角館町菌田板井村七十五	雲雀俊作	平成十九年一月十五日
横井茂	横手市議会議員 (候補者となろうとする者)	横井茂後援会	横手市大雄字根田谷地東十一十	横井茂	平成十九年一月十六日
加藤孝悦	大仙市議会議員 (候補者となろうとする者)	孝政会	大仙市協和峰吉川字岩瀬五十三	加藤孝悦	平成十九年一月三十日

選挙管理委員会公告

平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程（昭和二十八年秋選管告示第五十四号）第十三条の二第一項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。

平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 分室の名称及び場所

分室の名称	場 所
秋田県選挙管理委員会 鹿角分室	鹿角市花輪字六月田一番地 秋田県鹿角地域振興局内
秋田県選挙管理委員会 大館分室	大館市片山町三丁目十四番五号 秋田県北秋田地域振興局総務企画 部大館地区総合事務所内
秋田県選挙管理委員会 北秋田分室	北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地 の一 秋田県北秋田地域振興局内
秋田県選挙管理委員会 山本分室	能代市御指南町一番十号 秋田県山本地域振興局内
秋田県選挙管理委員会 男鹿分室	男鹿市船川港船川字外ヶ沢百三十 四番地 秋田県船川港湾事務所内
秋田県選挙管理委員会 潟上分室	潟上市昭和乱橋字古開百七十二番 地の一 秋田県秋田地域振興局福祉環境部 内
秋田県選挙管理委員会 由利分室	由利本荘市水林三百六十六番地 秋田県由利地域振興局内
秋田県選挙管理委員会 にかほ市分室	にかほ市象潟町字浜ノ田一番地 にかほ市役所にかほ市選挙管理委

秋田県選挙管理委員会 仙北分室	大仙市大曲上栄町十三番六十二号 秋田県仙北地域振興局内	員会事務局内
秋田県選挙管理委員会 仙北市分室	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十 番地 仙北市役所仙北市選挙管理委員会 事務局内	
秋田県選挙管理委員会 平鹿分室	横手市旭川一丁目三番四十一号 秋田県平鹿地域振興局内	
秋田県選挙管理委員会 雄勝分室	湯沢市千石町二丁目一番十号 秋田県雄勝地域振興局内	

二 分室の設置期間

平成十九年二月十四日から同年五月七日まで

秋田県選挙管理委員会規程（昭和二十八年秋選管告示第五十四号）第十三条の二第三項の規定により、秋田県選挙管理委員会分室が秋田県議会議員一般選挙において処理すべき事務を次のとおり定める。

平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

処理すべき事務

- 一 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付
- 二 腕章及び街頭演説用標旗の交付
- 三 選挙事務所に関する届出の受理
- 四 出納責任者に関する届出の受理
- 五 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理
- 六 選挙公報の届出の受理等に関する事務
- 七 選挙公営（選挙運動用自動車・ポスター）に関する事務
- 八 選挙運動に関する収支報告書の受理
- 九 当選の告知及び当選証書の交付
- 十 その他委員長が指定するもの

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
Email: matsubara@natsuharansu.co.jp